

○航空自衛隊会計事務取扱規則

昭和48年1月31日 航空自衛隊達第2号

航空幕僚長 空将 石川貴之

改正 昭和48年5月11日 航空自衛隊達第7号
昭和48年8月22日 航空自衛隊達第20号
昭和48年10月16日 航空自衛隊達第26号
昭和49年4月11日 航空自衛隊達第9号
昭和50年9月30日 航空自衛隊達第16号
昭和51年9月28日 航空自衛隊達第23号
昭和52年1月8日 航空自衛隊達第1号
昭和52年12月26日 航空自衛隊達第26号
昭和53年2月27日 航空自衛隊達第3号
昭和53年3月13日 航空自衛隊達第8号
昭和53年9月22日 航空自衛隊達第26号
昭和54年2月26日 航空自衛隊達第5号
昭和54年3月24日 航空自衛隊達第10号
昭和54年4月4日 航空自衛隊達第12号
昭和55年10月1日 航空自衛隊達第16号
昭和55年12月5日 航空自衛隊達第23号
昭和56年2月2日 航空自衛隊達第9号
昭和57年4月30日 航空自衛隊達第15号
昭和57年12月16日 航空自衛隊達第37号
昭和59年5月28日 航空自衛隊達第16号
昭和59年10月8日 航空自衛隊達第26号
昭和60年2月25日 航空自衛隊達第7号
昭和60年4月17日 航空自衛隊達第15号
昭和61年1月24日 航空自衛隊達第3号
昭和62年1月26日 航空自衛隊達第6号
昭和62年3月23日 航空自衛隊達第16号
昭和63年8月1日 航空自衛隊達第24号
平成元年2月28日 航空自衛隊達第4号
平成元年3月16日 航空自衛隊達第25号
平成元年6月29日 航空自衛隊達第35号
平成元年9月29日 航空自衛隊達第44号
平成元年10月24日 航空自衛隊達第47号
平成2年3月27日 航空自衛隊達第14号

平成3年4月12日 航空自衛隊達第14号
平成4年4月10日 航空自衛隊達第19号
平成4年4月30日 航空自衛隊達第23号
平成6年3月3日 航空自衛隊達第8号
平成6年9月30日 航空自衛隊達第37号
平成7年3月27日 航空自衛隊達第8号
平成8年1月23日 航空自衛隊達第1号
平成9年2月20日 航空自衛隊達第7号
平成9年11月25日 航空自衛隊達第26号
平成11年2月16日 航空自衛隊達第3号
平成11年3月24日 航空自衛隊達第6号
平成12年3月29日 航空自衛隊達第11号
平成12年4月28日 航空自衛隊達第28号
平成12年12月11日 航空自衛隊達第53号
平成14年7月10日 航空自衛隊達第16号
平成15年3月26日 航空自衛隊達第8号
平成18年3月27日 航空自衛隊達第14号
平成19年1月5日 航空自衛隊達第1号
平成19年4月6日 航空自衛隊達第9号
平成20年5月8日 航空自衛隊達第19号
平成20年12月1日 航空自衛隊達第36号
平成22年11月11日 航空自衛隊達第33号
平成23年3月31日 航空自衛隊達第13号
平成24年3月23日 航空自衛隊達第16号
平成24年3月30日 航空自衛隊達第28号
平成24年6月20日 航空自衛隊達第41号
平成24年9月25日 航空自衛隊達第48号
平成25年3月25日 航空自衛隊達第20号
平成25年7月31日 航空自衛隊達第52号
平成25年9月30日 航空自衛隊達第76号
平成26年3月24日 航空自衛隊達第10号
平成27年3月31日 航空自衛隊達第10号
平成28年1月29日 航空自衛隊達第24号
平成29年6月23日 航空自衛隊達第27号
平成29年7月27日 航空自衛隊達第30号
平成31年3月26日 航空自衛隊達第10号

令和2年6月29日 航空自衛隊達第41号
令和3年3月31日 航空自衛隊達第36号
令和3年6月29日 航空自衛隊達第55号
令和3年9月21日 航空自衛隊達第71号
令和4年3月17日 航空自衛隊達第14号
令和5年3月16日 航空自衛隊達第7号

航空自衛隊会計事務取扱規則を次のように定める。

航空自衛隊会計事務取扱規則（登録報告）

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 予算（第5条―第7条）
- 第3章 収入（第8条―第10条）
- 第4章 支出負担行為（第11条―第17条）
- 第5章 契約（第18条―第21条）
- 第6章 前渡資金（第22条―第33条）
- 第7章 出納員（第34条―第36条）
- 第8章 保管金（第37条―第39条）
- 第9章 代理官及び代行機関（第40条―第42条）
- 第10章 帳簿金庫の検査（第43条―第47条）
- 第11章 計算証明（第48条―第48条の6）
- 第12章 帳簿等の様式及び保存期間（第49条・第50条）
- 第13章 事務引継手続（第51条・第52条）
- 第14章 事故報告（第53条・第54条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、根拠法令等に基づき実施する航空自衛隊の会計事務について、その細部を規定し、正確かつ効率的な事務の実施を図ることを目的とする。

（会計事務）

第2条 この達において会計事務とは、次の各号に掲げる事務をいう。

- （1）予算の示達、増（減）額申請、執行及び報告に関すること。
- （2）歳入金の徴収及び収納に関すること。
- （3）支出負担行為の限度額及びその内訳の示達、増（減）額申請、執行及び報告に関すること。
- （4）契約に関すること。

- (5) 前渡資金の出納及び保管に関すること。
 - (6) 保管金に関すること。
 - (7) 決算、計算証明、会計についての報告及び記録保管に関すること。
- (会計職員)

第3条 この達において、次の各号に掲げる会計職員の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歳入徴収官 防衛大臣の委任を受けて、歳入金の徴収を行う隊員をいう。
- (2) 収入官吏 航空幕僚長の任命を受けて、歳入金の収納を行う隊員をいう。
- (3) 官署支出官 防衛大臣の委任を受けて、支出負担行為の確認及び支出の決定を行う隊員をいう。
- (4) 支出負担行為担当官 防衛大臣の委任を受けて、支出負担行為を行う隊員をいう。
- (5) 分任支出負担行為担当官 防衛大臣の委任を受けて、支出負担行為担当官の行う事務の一部を分掌する隊員をいう。
- (6) 契約担当官 航空幕僚長の委任を受けて契約(支出負担行為によるものを除く。)を行う隊員をいう。
- (7) 資金前渡官吏 航空幕僚長の任命を受けて、前渡資金の出納及び保管を行う隊員をいう。
- (8) 分任資金前渡官吏 航空幕僚長の任命を受けて、資金前渡官吏の行う事務の一部を分掌する隊員をいう。
- (9) 出納員 航空幕僚長の任命を受けて出納官吏(資金前渡官吏、分任資金前渡官吏、収入官吏、歳入歳出外現金出納官吏及び第40条を除きそれぞれの代理官をいう。以下同じ。)の行う現金の出納及び保管の事務を取り扱う隊員をいう。
- (10) 歳入歳出外現金出納官吏 航空幕僚長の任命を受けて、保証金の出納及び保管を行う隊員をいう。
- (11) 代理官 航空幕僚長の任命、又は防衛大臣の委任を受けて、会計職員の行う事務を代理する隊員をいう。
- (12) 代行機関 防衛大臣の任命を受けて会計職員の事務の一部を処理する隊員をいう。

(会計職員の指定官職及び事務の範囲)

第4条 会計職員の指定官職及び事務の範囲は、別表第1に定めるところによる。

- 2 部隊等(編制部隊並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関及び地方機関をいう。以下同じ。)の長は、前項以外の者を会計職員に任命する必要がある場合は、その資格、官職、氏名その他必要な事項を航空幕僚長(会計課長気付)に上申するものとする。ただし、自衛隊法第6章に規定する行動並びに訓練、演習、部隊輸送及び航空事故のため緊急を要する場合は、別に定めるところによる。

ろによる。

第2章 予算

(予算の示達)

第5条 航空幕僚長は、航空総隊司令官、航空方面隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官及び補給本部長（以下「航空総隊司令官等」という。）並びに基地及び分屯基地の基地業務を担当する部隊等（以下「基地業務担当部隊等」という。）の長（航空総隊司令官等指揮監督下の基地業務担当部隊等の長を除く。次条において同じ。）に対し、おおむね各四半期ごとに予算を示達するものとする。この場合において、基地業務担当部隊等に分任資金前渡官吏が設置されていない分屯基地に所在する部隊等に係る予算については、当該分屯基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務を事務の範囲とする資金前渡官吏が設置されている部隊等の事務を掌理する航空総隊司令官等に対し、示達するものとする。

2 航空総隊司令官等は、前項の示達に基づき、指揮監督下の基地業務担当部隊等（分任資金前渡官吏が設置されていない基地業務担当部隊等を除く。）の長に対して前項に準じて予算を示達するものとする。この場合において、基地業務担当部隊等に分任資金前渡官吏が設置されていない分屯基地に所在する部隊等に係る予算については、当該分屯基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務を事務の範囲とする分任資金前渡官吏が設置されている基地業務担当部隊等の長に対し、示達するものとする。

(予算の増（減）額申請)

第6条 航空総隊司令官等及び基地業務担当部隊等の長は、示達を受けた予算に不足を生じ又は不要となつたものがある場合は、予算示達額増（減）額申請書により航空幕僚長（会計課長気付）に申請するものとする。この場合、航空自衛隊補給本部組織規則（昭和56年航空自衛隊訓令第5号）に定める「各部所掌物品及び役務」に関する予算に係るものについては、当該申請書の写しを補給本部長（会計課長気付）に送付するものとする。

第7条 削除

第3章 収入

(債権調査確認及び歳入調査決定決議書の作成)

第8条 歳入徴収官（歳入徴収官代理を含む。第40条を除き、以下同じ。）は、債権の調査確認と同時に、歳入金に係る徴収の調査決定をするときは、「債権調査確認及び歳入調査決定決議書」を作成するものとする。

(収納等の決議)

第9条 収入官吏（収入官吏代理を含む。以下同じ。）は、収入金を収納し、又は払込みをしようとするときは、収納及び払込決議書を作成し次の各号に定める事項を調査、確認のうえ決議するものとする。

- (1) 納入告知に基づいていること。
- (2) 法令、又は契約に違反していないこと。
- (3) 年度及び歳入科目の誤りのないこと。
- (4) 納付期限内であること。

(帳簿)

第10条 収入官吏は、収入金整理簿を備え記帳するものとする。ただし、取扱い件数が少なく、その必要がない場合は省略することができる。

第4章 支出負担行為

(分任支出負担行為担当官への限度額の示達)

第11条 支出負担行為担当官（支出負担行為担当官代理を含む。第40条を除き以下同じ。）は、分任支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官代理を含む。第40条を除き以下同じ。）に支出負担行為の限度額を示達するときは、予算科目ごと別表第2に定める内訳区分によるものとする。

(支出負担行為の限度額の再示達)

第12条 分任支出負担行為担当官は、示達を受けた支出負担行為の限度額（国庫債務負担行為に係るものを含む。）の内訳に示すある項目について不足が生じた場合は、前条により再度示達を受けるものとする。

(支出負担行為の手續)

第13条 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が、支出負担行為を行うときは、歳出予算に基づく支出負担行為と国庫債務負担行為に基づく支出負担行為との区分を明らかにして行うものとする。

2 前項の国庫債務負担行為に基づく支出負担行為済みのものを支出の決定又は支払いをしようとするときは、改めて歳出予算に基づく支出負担行為として整理し、官署支出官又は関係の資金前渡官吏、資金前渡官吏代理、分任資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏代理（以下「資金前渡官吏等」という。）の確認を受けるものとする。

その際、当該支出負担行為の内容を示す書類に、国庫債務負担行為に基づく支出負担行為済みであることを表示するものとする。

(支出負担行為の限度額の確認)

第14条 分任支出負担行為担当官は、支出負担行為をしようとする場合は、支出負担行為書を作成し、支出負担行為に必要な書類（支出負担行為等取扱規則（昭和27年大蔵省令第18号）別表甲号に定める書類）を官署支出官又は関係の資金前渡官吏等に送付し、支出負担行為限度額等の確認をさせるものとする。

2 前項の資金前渡官吏等は、その確認を行なうため支出負担行為差引簿を備え、支出負担行為の限度額、確認済額及び確認未済額を登記するものとする。

(前渡資金の請求)

第15条 補給本部及び航空中央業務隊の資金前渡官吏は、関係の分任支出負担行為担

当官の支出負担行為に基づく支払見込額について、前渡資金請求書により官署支出官に資金の交付を請求するものとする。

(分任支出負担行為担当官の帳簿)

第16条 分任支出負担行為担当官は、次の帳簿を備え、必要な事項を記帳するものとする。

(1) 支出負担行為番号簿

(2) 支出負担行為簿

2 前項に定める支出負担行為簿には、歳出予算に基づく支出負担行為については部局等、項、目、目の細分及び示達の内訳に示された区分ごとに、国庫債務負担行為に基づく支出負担行為については部局等、事項による区分及び示達の内訳に示された予算科目ごとに区分して記帳するものとする。

(支出負担行為の状況報告)

第17条 分任支出負担行為担当官は、毎月末の支出負担行為の状況を支出負担行為状況報告書により翌月の20日までに支出負担行為担当官に報告するものとする(03-B53(D))。

2 分任支出負担行為担当官(航空中央業務隊司令を除く。)は、前項による報告の際、写しを補給本部長に送付するものとする。

第5章 契約

(契約要求事項の審査)

第18条 契約担当官(契約担当官代理を含む。第40条を除き以下同じ。)は、契約をしようとする場合は、その要求内容について、法令等に定められている必要事項が明示されているかどうか審査しなければならない。

2 契約担当官は、前項による審査の結果、次の各号の一に該当する場合は、要求者にその是正を求めるものとする。

(1) 要求内容に不備があるとき。

(2) 規格、仕様、設計等が使用目的に適合しないと認められるとき。

(3) 予算の効率的、かつ適正な使用に関する配慮に欠けるとき。

(契約行為書の作成)

第19条 契約担当官は、支払いの原因となる契約をしようとする場合は、契約行為書を作成し、当該契約が法令等に違反することがないか、前渡資金の交付の目的及び金額の範囲内であるかを確認しなければならない。

(契約の整理区分)

第20条 契約担当官は、前条に基づく契約をする場合は、別表第3に定める契約整理区分表により整理するものとする。

(帳簿)

第21条 契約担当官は、契約簿及び契約整理簿を備え、契約月日、契約相手方その他

必要な事項を記帳するものとする。ただし、対価を伴わない物品の取得、保管及び処分に係る契約担当官は、別に定めることができる。

第6章 前渡資金

(預託)

第22条 資金前渡官吏等は、その保管する現金を原則として、もよりの日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）に預託しなければならない。

(預金)

第23条 日本銀行所在地外に在勤する資金前渡官吏等は、日本銀行が遠隔地にあるため預託金の取扱いに適正な安全管理が困難な場合又は著しく不便な場合は、航空幕僚長の承認を受け銀行等（銀行、相互銀行及び信用金庫をいう。）に預金することができる。

2 前項の場合、部隊等の長は、預金をしようとする銀行等名及びその理由を付して航空幕僚長（会計課長気付）に申請するものとする。

(現金手許保管高の制限)

第24条 資金前渡官吏等が常時手許に保管する現金は、200万円以内とする。ただし、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第9条に基づく航空自衛隊における手もとに保管する現金の限度額に係る事務取り扱いに関する特例に関する協議がされ、別途金額を指定する場合はこの限りでない。

なお、この場合における会計事務については、この達によるほか、別に定めるところによる。

2 資金前渡官吏等は、給与、退職手当及び旅費を現金で支払うべき日が取引銀行の休業日に当たり、その前日に支払資金を準備する必要がある場合は、前項の金額を超えて必要とする金額を手もとに保管することができる。

(支払等の決議)

第25条 資金前渡官吏等は、資金の交付、支払、回収及び相殺並びに預託金等の引出し及び返納をしようとするときは、その内容を明らかにしたそれぞれの決議書により決議するものとする。この場合、年度、資金前渡の目的に合っているか、予算科目、金額等に誤りがないかを確認しなければならない。

(予算の流用)

第26条 資金前渡官吏等は、前渡資金の使用にあたり、目の細分相互間の流用を必要とする場合は、流用決議書により決議するものとする。

(科目更正)

第27条 資金前渡官吏等は、支払済の前渡資金について、予算科目の誤りを発見した場合は、科目更正決議書により決議するものとする。

(過年度支出)

第28条 資金前渡官吏等は、過年度に属する支払い(官署支出官による支払いを含む。)

を要する場合は、過年度支出申請書により官署支出官に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、財政法(昭和22年法律第34号)第35条第3項ただし書の規定による財務大臣の指定する経費は、承認があつたものとみなして、支払いを行い、過年度支出報告書を官署支出官に提出するものとする。

(1年経過小切手の処置)

第29条 資金前渡官吏等は、振出済小切手が振出日付後1年を経過し、日本銀行から受入済通知書を受けた場合は、振出日付後1年経過小切手報告書を作成し、官署支出官を経由して航空幕僚監部歳入徴収官に提出するとともに歳入組入の手続を行うものとする。

(償還金の請求)

第30条 資金前渡官吏等が出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第46条及び第84条の規定により官署支出官に償還の請求をする場合は、償還金支払請求書によるものとする。

(現金保管等についての規則の制定)

第31条 出納官吏の置かれている部隊等の長は、出納官吏の取り扱う現金小切手等の保管及び国庫金送金通知書の取扱いについての安全を期するため、金庫の保管場所及び警戒方法、現金輸送の場合の警戒、国庫金送金通知書の送付及び返送されたものの処理要領等について必要な細部の規則を定めるものとする。

(経理規則の制定)

第32条 航空総隊司令官等及び基地業務担当部隊等の長は、予算の計画的かつ効率的な執行及び給与、旅費の支給を円滑にするための手続き並びに調達の実施についての経理規則を定めるものとする。

(帳簿)

第33条 資金前渡官吏等は、現金出納簿のほか、次の各号に定める帳簿を備え必要な事項を記帳するものとする。

- (1) 前渡資金整理簿(分任資金前渡官吏に資金を交付する資金前渡官吏を除く。)
- (2) 前渡資金交付簿(分任資金前渡官吏に資金を交付する資金前渡官吏に限る。)
- (3) 概算払整理簿
- (4) 前金払整理簿
- (5) 小切手(国庫金振替書)整理簿

第7章 出納員

(給与主任官、診療費事務取扱主任官及び有料観覧席料金取扱主任官)

第34条 俸給支給機関の長が任命した給与主任官(副給与主任官を含む。以下同じ。)、病院長が任命した診療費事務取扱主任官(副診療費事務取扱主任官を含む。以下同じ。)、及び基地業務担当部隊等の長が任命した有料観覧席料金取扱主任官は、出納員として次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 給与主任官については、資金前渡官吏等から交付された給与及び児童手当の支払に係る現金の出納保管に関する事務
- (2) 診療費事務取扱主任官については、収入官吏の行う当該病院の収入金の収納に係る現金の出納に関する事務
- (3) 有料観覧席料金取扱主任官については、収入官吏の行う自衛隊の特定行事及び自衛隊の特定施設に係る入場料の徴収に関する防衛省令（令和2年防衛省令第7号）第3条の規定により徴収する入場料の収納に係る現金の出納に関する事務
(現金の手許保管)

第35条 出納員は、次の各号に掲げる場合に限り、現金を手もとに保管することができる。ただし、給与主任官の取り扱う現金については、その都度、資金前渡官吏等に保管を依頼するものとする。

- (1) 給与の支給定日に不在等のため、その支払ができなかつた場合
- (2) 旅行命令の変更等のため、旅費の支払ができなかつた場合
- (3) 収入官吏が不在等のため、前条第2号及び第3号の収入金を収入官吏に払い込みができなかつた場合

2 前項の場合における出納員の手もと保管は、資金の交付を受けた日の属する月内に限るものとする。ただし、6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当については、7月10日まで保管することができる。

(帳簿)

第36条 出納員は、現金出納簿を備え、現金の受払いのつど記帳しなければならない。

第8章 保管金

(保証金の受入れ)

第37条 歳入歳出外現金出納官吏（歳入歳出外現金出納官吏代理を含む。以下同じ。）は、保証金を受領する場合は、保管金提出書により受入決議書を作成し、その内容を確認のうえ、保管金受領証書を交付するものとする。

(保証金の払渡し)

第38条 歳入歳出外現金出納官吏が、保管金の払渡しの請求を受けた場合は、払渡決議書を作成し、請求者が正当な債権者であるかどうか等を確認のうえ、前条の保管金受領証書に領収の旨記載させ、保証金の払渡しを行なうものとする。

(帳簿)

第39条 歳入歳出外現金出納官吏は、保管金整理簿を備え、受払いのつど記帳するものとする。ただし、取扱い件数が少なく、その必要がない場合は省略することができる。

第9章 代理官及び代行機関

(代理の行使)

第40条 別表第1に定める代理官は、歳入徴収官、官署支出官、支出負担行為担当官、

分任支出負担行為担当官、契約担当官及び出納官吏が、次の各号の一に該当する場合、その事務の代理を行うことができるものとする。

- (1) 官職指定の場合において、その官職にある者が欠けた場合
 - (2) 休職又は停職を命ぜられた場合
 - (3) 出張、休暇、又は欠勤しているためその職務を行うことができない場合
- 2 代理官が前項に基づき事務の代理を行つたときは、関係書類に代理官である旨を表示するものとする。

(出納官吏の代理の開始及び終止)

第41条 出納官吏代理が事務の代理を開始又は終止する場合は、現金出納簿及び手持現金並びに小切手（国庫金振替書）整理簿、小切手残枚数及び国庫金振替書残枚数を確認するものとする。

- 2 出納官吏代理は、代理期間中に取り扱つた事務の範囲を現金出納簿及び小切手整理簿に、代理の開始及び終止の年月日を注記し、その内容を明らかにしておくものとする。

(代行事務の取扱い)

第42条 歳入徴収官、官署支出官及び支出負担行為担当官は、代行機関として任命された職員又は指定官職にある者が、次の各号の一に該当する場合は、代行機関に処理させることとした事務を自ら行うものとする。

- (1) 出張、休暇又は欠勤等の理由によりその職務を行うことができない場合
 - (2) 休職又は停職を命ぜられた場合
 - (3) その者が欠けた場合
 - (4) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第139条の3第6項の規定に基づき、自ら事務を行わない場合
- 2 代理官として指定官職にある者が、代行機関としての事務処理をしている場合であつても、代理官としてその事務を行うこととなつたときは、代行機関としての事務は行わないものとする。

第10章 帳簿金庫の検査

(検査員)

第43条 出納官吏の帳簿金庫の検査（以下「検査」という。）の検査員は、航空幕僚長が特に命ずる場合を除き、出納官吏の置かれている部隊等の長とする。

ただし、部隊等の長に事故等がある場合は、あらかじめ当該部隊等の長が指定した者とする。

(検査の種類)

第44条 検査の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 毎年3月31日に実施する年度末検査
- (2) 出納官吏の交替又はその廃止があつたとき実施する交替検査

- (3) 毎月1日（同日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日にあたる時はこれらの日の翌日）に実施する毎月検査
 - (4) 検査の必要があると認められたときに実施する随時検査
- 2 随時検査は、次の各号に掲げる場合に実施する。
- (1) 災害等の事故により帳簿金庫に異常があつた場合又は異常があると予想される場合
 - (2) 収支に関して犯罪又は不正の疑いがある場合
 - (3) 前各号に掲げるほか、航空幕僚長が必要と認める場合
- 3 毎月検査は、第1項第3号によるほか、次の各号によることができる。
- (1) 検査員が特に必要があると認める場合は、当該検査員が指定する日に実施することができる。
 - (2) 年度末検査が実施された場合又は交替検査若しくは随時検査が直前に実施された場合であつて、検査員がその必要がないと認めるときは、実施しないことができる。
- (検査書の交付等)

第45条 検査員は、前条の検査を終了した場合は、検査書2通を作成し、1通を当該出納官吏に交付し、他の1通を航空幕僚長（会計課長気付）に提出するものとする。

この場合において、検査の種類が毎月検査であるときは、検査書の作成は1通とし、当該出納官吏に交付すれば足りるものとする。

- 2 出納官吏は、検査を受ける場合には、次の各号に掲げる書類を検査員に提出するものとする。
- (1) 預託金（預金）現在高証明書
 - (2) 保管金現在高証明書
 - (3) 振出小切手支払未済高一件別内訳表
- (出納員の帳簿金庫の検査)

第46条 出納官吏は、所属出納員の帳簿金庫を第44条に準じて検査するものとする。

ただし、現金を出納し、又は保管した実態がない場合には、同条第1項第1号から第3号までに規定する検査を省略することができる。

(日日点検)

第47条 出納官吏は、毎日出納を締め切った後、現金、小切手、帳簿等の点検を行なうものとする。

第11章 計算証明

(計算書等の提出等)

第48条 計算証明をする者（以下「証明責任者」という。）は、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）に基づく計算書及び証拠書類（以下「計算書等」とい

う。)を別表第4により提出しなければならない。

- 2 前項の計算書等を提出する場合において、計算書の経由すべき提出先が第2次監督官庁までである場合にあっては、副本を2部(提出先が第1次監督官庁までの場合にあっては、副本を1部)添付しなければならない。
- 3 計算書等の会計検査院への提出事務は、航空幕僚監部において行う。
- 4 海外資金前渡官吏等(任務及び期間が限定され、主として海外において当該業務を行う資金前渡官吏等をいう。第48条の3第2号において同じ。)に係る計算書等の提出要領等については、別に定めるところによる。

(計算書等の受理)

第48条の2 別表第4に定める第1次監督官庁及び第2次監督官庁において、計算書等を受理した場合には、当該計算書の表紙の右上余白部に、受理した監督官庁名及び受理年月日を押印し、表示するものとする。

- 2 前項の場合における受理印の表示は、別紙に定めるところによる。

(計算書等の審査要領)

第48条の3 第1次監督官庁及び第2次監督官庁は、審査実施機関となって会計検査院へ提出する計算書等について、次の各号による審査を行うものとする。

なお、審査要領の細部については、別に定めるところによる。

(1) 第1次監督官庁(航空幕僚監部が第1次監督官庁となる場合を除く。)は、当該資金前渡官吏が分任資金前渡官吏へ交付(相殺示達及び還納した場合を含む。次号において同じ。)した資金の授受及び支払証拠書類に基づく支払額が、正しく出納計算書に計上されているか否かの審査並びに分任資金前渡官吏、収入官吏及び歳入歳出外現金出納官吏に関する計算書等の正確性、合法性等の審査

(2) 第2次監督官庁(航空幕僚監部が第1次監督官庁となる場合を含む。)は、当該官署支出官が資金前渡官吏(海外資金前渡官吏等を含む。)へ交付した資金の授受及び支払証拠書類に基づく支払額が、正しく出納計算書に計上されているか否かの審査並びに本邦外資金前渡官吏等に係る計算書等の審査及び会計検査院へ提出されるすべての計算書等に関する合法性、整合性、統一性等の総合審査

(審査結果の処理)

第48条の4 審査実施機関は、計算書等について不備事項を発見した場合には、当該計算書等の訂正を証明責任者に求めるものとする。

- 2 審査実施機関は、不備事項の防止、事後の改善及び部隊等の指導のため、別に定めるところにより当該不備事項の評価を行うとともに、審査結果を集計、分析するものとする。

(計算書等の編集要領等)

第48条の5 計算書等の編集要領、仕切紙の様式等細部事項については、別に定めるところによる。

(褒賞)

第48条の6 官署支出官は、年度終了後において、当該年度を対象とした計算証明優秀部隊等及び審査事務が優秀であつた第1次監督官庁（航空幕僚監部を除く。）に対し、褒賞を実施することができる。

第12章 帳簿等の様式及び保存期間

(帳簿等の様式)

第49条 帳簿等の様式は、他の法令等に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(帳簿等の保存期間)

第50条 帳簿等の保存期間は、別に定めるところによる。

第13章 事務引継手続

(後任者未到着の場合の引継ぎ)

第51条 出納官吏が交替する場合に、交替の日に後任の出納官吏が未到着のときは、別表第1に定める出納官吏代理が事務引継ぎの手続きを行ない、後任の出納官吏が到着したとき、引継目録及びその現物、その他の引継書類を第41条に準じて処置するものとする。

(預託金現在高引継通知書の送付)

第52条 資金前渡官吏等が交替し、その手続を終わったときは、預託金現在高引継通知書を官署支出官（分任資金前渡官吏の場合は所属資金前渡官吏）に送付するものとする。

第14章 事故報告

(事故速報)

第53条 事故速報については、航空自衛隊事故速報規則（昭和60年航空自衛隊達第15号）に定めるところによる。

(事故詳報)

第54条 前条により速報した部隊等の長は、別表第5に定める会計事故詳報項目に基づき、会計事故詳報を作成し、すみやかに航空幕僚長（会計課長気付）に報告するものとする（03-X32-AR（C-2））。

附 則

- 1 この達は、昭和48年2月1日から施行する。ただし、第53警戒群に係る部分は昭和48年2月15日から、第56警戒群に係る部分は昭和48年3月30日から施行する。
- 2 航空自衛隊会計事務取扱規則（昭和42年航空自衛隊達第2号）及び航空自衛隊会計業務処理準則（昭和42年航空自衛隊達第8号）は廃止する。
- 3 この達に定める様式については、残存部数に限り従前の様式を使用することができる。

附 則（昭和48年5月11日航空自衛隊達第7号）

この達は、昭和48年5月14日から施行する。

附 則（昭和48年 8 月22日航空自衛隊達第20号）

この達は、昭和48年 8 月23日から施行する。

附 則（昭和48年10月16日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和49年 4 月11日航空自衛隊達第 9 号）

この達は、昭和49年 4 月11日から施行する。

附 則（昭和50年 9 月30日航空自衛隊達第16号）

この達は、昭和50年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和51年 9 月28日航空自衛隊達第23号）

この達は、昭和51年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和52年 1 月 8 日航空自衛隊達第 1 号抄）

1 この達は、昭和52年 1 月20日から施行する。

附 則（昭和52年12月26日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和52年12月27日から施行する。

附 則（昭和53年 2 月27日航空自衛隊達第 3 号）

この達は、昭和53年 2 月27日から施行する。

附 則（昭和53年 3 月13日航空自衛隊達第 8 号）

この達は、昭和53年 3 月31日から施行する。

附 則（昭和53年 9 月22日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和53年10月 2 日から施行する。

附 則（昭和54年 2 月26日航空自衛隊達第 5 号）

この達は、昭和54年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和54年 3 月24日航空自衛隊達第10号）

この達は、昭和54年 3 月31日から施行する。

附 則（昭和54年 4 月 4 日航空自衛隊達第12号）

この達は、昭和54年 4 月 4 日から施行する。

附 則（昭和55年10月 1 日航空自衛隊達第16号）

この達は、昭和55年10月 8 日から施行する。

附 則（昭和55年12月 5 日航空自衛隊達第23号）

この達は、昭和55年12月 5 日から施行する。ただし、出納員に係る規定は、昭和56年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和56年 2 月 2 日航空自衛隊達第 9 号）

この達は、昭和56年 2 月10日から施行する。

附 則（昭和57年 4 月30日航空自衛隊達第15号抄）

1 この達は、昭和57年 4 月30日から施行する。

附 則（昭和57年12月16日航空自衛隊達第37号）

この達は、昭和57年12月21日から施行する。

附 則（昭和59年5月28日航空自衛隊達第16号）

この達は、昭和59年5月28日から施行する。

附 則（昭和59年10月8日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和59年10月25日から施行する。

附 則（昭和60年2月25日航空自衛隊達第7号）

この達は、昭和60年2月25日から施行する。ただし、別表第1の10、12及び13の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月17日航空自衛隊達第15号抄）

1 この達は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則（昭和61年1月24日航空自衛隊達第3号）

この達は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年1月26日航空自衛隊達第6号）

この達は、昭和62年1月29日から施行する。

附 則（昭和62年3月23日航空自衛隊達第16号）

この達は、昭和62年3月31日から施行する。

附 則（昭和63年8月1日航空自衛隊達第24号）

この達は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則（平成元年2月28日航空自衛隊達第4号）

1 この達は、平成元年2月28日から施行する。

2 この達施行の際、第6条、第11条、第13条、第17条、第21条、第22条、第23条、第25条、第26条、第28条、第36条及び第37条の規定に基づく年度の報告等に使用する様式については、昭和63年度のものに限り従前の例による。

附 則（平成元年3月16日航空自衛隊達第25号）

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成元年6月29日航空自衛隊達第35号）

この達は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成元年9月29日航空自衛隊達第44号）

この達は、平成元年10月2日から施行する。

附 則（平成元年10月24日航空自衛隊達第47号）

この達は、平成元年11月1日から施行する。

附 則（平成2年3月27日航空自衛隊達第14号）

1 この達は、平成2年4月1日から施行し、改正後の別表第1の5及び別表第1の8の規定は、平成2年3月31日から適用する。

2 この達の施行の際平成元年度に係る支出負担行為の確認及び支出の事務については、なお従前の例による。

附 則（平成3年4月12日航空自衛隊達第14号）
この達は、平成3年4月12日から施行する。

附 則（平成4年4月10日航空自衛隊達第19号）
この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成4年4月30日航空自衛隊達第23号）
この達は、平成4年4月30日から施行する。

附 則（平成6年3月3日航空自衛隊達第8号）
この達は、平成6年3月22日から施行する。

附 則（平成6年9月30日航空自衛隊達第37号）
この達は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月27日航空自衛隊達第8号）
この達は、平成7年3月31日から施行する。

附 則（平成8年1月23日航空自衛隊達第1号）
この達は、平成8年2月1日から施行する。

附 則（平成9年2月20日航空自衛隊達第7号）
この達は、平成9年3月1日から施行する。

附 則（平成9年11月25日航空自衛隊達第26号抄）
1 この達は、平成9年12月1日から施行する。

3 〔前略〕改正後の航空自衛隊会計事務取扱規則の別表第1の5資金前渡官吏及び分任資金前渡官吏の規定中「

第1 補給処東京支処調達部	会計課長
---------------	------

」に係る部分は、平成9年12月2日から適用する。

附 則（平成11年2月16日航空自衛隊達第3号）
この達は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日航空自衛隊達第6号）
この達は、平成11年3月25日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) ～ (3) 〔略〕

(4) 〔前略〕第11条〔中略〕の改定規定 平成11年3月29日

附 則（平成12年3月29日航空自衛隊達第11号）
この達は、平成12年3月31日から施行する。

附 則（平成12年4月28日航空自衛隊達第28号）
この達は、平成12年5月8日から施行する。

附 則（平成12年12月11日航空自衛隊達第53号）
この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年7月10日航空自衛隊達第16号）
この達は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日航空自衛隊達第8号抄）

- 1 この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月24日航空自衛隊達第14号抄）

- 1 この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）

- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年12月1日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成20年12月1日から施行し、同年4月30日から適用する。

附 則（平成22年11月11日航空自衛隊達第33号）

この達は、平成22年11月11日から施行する。

附 則（平成23年3月31日航空自衛隊達第13号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日航空自衛隊達第16号）

この達は、平成24年3月26日から施行する。

附 則（平成24年3月30日航空自衛隊達第28号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月20日航空自衛隊達第41号）

この達は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日航空自衛隊達第48号）

この達は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日航空自衛隊達第20号）

この達は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成25年7月31日航空自衛隊達第52号）

この達は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日航空自衛隊達第76号）

この達は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日航空自衛隊達第10号）

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成27年3月31日航空自衛隊達第10号）

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日航空自衛隊達第24号）

この達は、平成28年1月31日から施行する。

附 則（平成29年6月23日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成29年7月27日航空自衛隊達第30号）

この達は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平成31年 3月26日航空自衛隊達第10号）
この達は、平成31年 3月26日から施行する。

附 則（令和 2年 6月29日航空自衛隊達第41号）
この達は、令和 2年 7月 1日から施行する。

附 則（令和 3年 3月31日航空自衛隊達第36号）
この達は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 3年 6月29日航空自衛隊達第55号）
この達は、令和 3年 7月 1日から施行する。

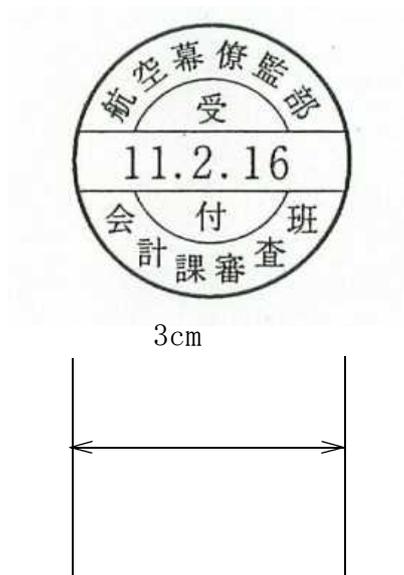
附 則（令和 3年 9月21日航空自衛隊達第71号）
この達は、令和 3年10月 1日から施行する。

附 則（令和 4年 3月17日航空自衛隊達第14号）
この達は、令和 4年 3月17日から施行する。

附 則（令和 5年 3月16日航空自衛隊達第 7号）
この達は、令和 5年 3月16日から施行する。

別紙（第48条の2関係）

受 理 印



- 注：1 「航空幕僚監部」は、監督官庁の部隊等の名称の例を示す。
2 「11. 2. 16」は、受理年月日の例を示す。
3 「会計課審査班」は、審査担当班の名称の例を示す。
4 印色は、赤色を用いる。

別表第1（第4条、第40条、第51条関係）

会計職員の指定官職及び事務の範囲

1 歳入徴収官

歳入徴収官	歳入徴収官代理	事務の範囲
航空幕僚監部総務部長	航空幕僚監部総務部会計課長	航空幕僚監部、航空中央業務隊及び幹部学校の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務
航空総隊司令部総務部会計課長	航空総隊司令部総務部長	航空総隊司令部並びに横田基地、加茂、秋田、佐渡及び新潟分屯基地に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務
北部航空方面隊司令部総務部会計課長	北部航空方面隊司令部総務部長	北部航空方面隊司令部、北部航空方面隊に隷属する部隊等の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地（加茂分屯基地を除く。）及び東北町分屯基地に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管

		に限る。)の歳入の徴収に関する事務
中部航空方面隊司令部 総務部会計課長	中部航空方面隊司令部 総務部長	中部航空方面隊司令部及び中部航空方面隊に隷属する部隊等の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地(佐渡、御前崎、笠取山、経ヶ岬、串本、白山及び饗庭野分屯基地を除く。)に所在する航空自衛隊の部隊等(第3補給処及び第4補給処を除く。)並びに自衛隊入間病院の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計(防衛省所管に限る。)の歳入の徴収に関する事務
西部航空方面隊司令部 総務部会計課長	西部航空方面隊司令部 総務部長	西部航空方面隊司令部及び西部航空方面隊に隷属する部隊等の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地(高尾山及び見島分屯基地を除く。)に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計(防衛省所管に限る。)の歳入の徴収に関する事務
南西航空方面隊司令部 総務部会計課長	南西航空方面隊司令部 総務部長	南西航空方面隊司令部、南西方面隊に隷属する部隊等の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法

		務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務
航空支援集団司令部総務部会計課長	航空支援集団司令部総務部長	航空支援集団司令部並びに航空支援集団に隷属する部隊等の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地、笠取山、白山及び高尾山分屯基地に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務
航空教育集団司令部総務部会計課長	航空教育集団司令部総務部長	航空教育集団司令部並びに航空教育集団に隷属する部隊等の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地、御前崎、経ヶ岬、串本及び見島分屯基地に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務
補給本部計画部会計課長	補給本部計画部長	補給本部、第3補給処、第4補給処、補給処又は補給処の支処の長が基地司令又は分屯基地司令である基地又は分屯基地（東北町分屯基地を除く。）及び饗庭野分屯基地に所在する航空自衛隊の部隊等の所掌に属する防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会

		計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務
--	--	---

2 支出負担行為担当官

支出負担行為担当官	支出負担行為担当官代理	事務の範囲
航空幕僚監部総務部長	航空幕僚監部総務部会計課長	航空幕僚監部の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務

3 分任支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官代理	事務の範囲
航空中央業務隊司令	航空中央業務隊副司令	航空中央業務隊の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務

補給本部計画部調達課長	補給本部計画部長	補給本部の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為（直接発注方式による有償援助の物品及び役務に関する調達に係るものに限る。）に関する事務
第2補給処調達部長	第2補給処調達部調達管理課長	第2補給処の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務（第2補給処十条支処の分掌に係るものを除く。）
第2補給処十条支処調達課長	第2補給処十条支処調達課調達管理班長	第2補給処十条支処の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
第3補給処調達部長	第3補給処調達部調達管理課長	第3補給処の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、

		国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
第4補給処調達部長	第4補給処調達部調達管理課長	第4補給処の分掌に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務

4 官署支出官

官署支出官	官署支出官代理	事務の範囲
航空幕僚監部総務部長	航空幕僚監部総務部会計課長	航空幕僚監部の所掌に属する防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出の支出に関する事務のうち、予算決算及び会計令第40条第1項第1号に規定する支出の決定に関する事務

5 資金前渡官吏及び分任資金前渡官吏

資金前渡官吏		分任資金前渡官吏		事務の範囲
部隊等	指定官職	部隊等	指定官職	
航空総隊司	会計課長	秋田救難隊	会計班長	加茂及び秋田分屯基地

令部				に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
		新潟救難隊	会計班長	佐渡及び新潟分屯基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
		作戦システム運用隊	会計小隊長	横田基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
北部航空方面隊司令部	会計課長	第2航空団	会計隊長	千歳基地並びに長沼、稚内、網走、根室、当別、奥尻島、襟裳及び八雲分屯基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
		第3航空団	会計隊長	三沢基地並びに大湊、車力、東北町及び山田分屯基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
中部航空方面隊司令部	会計課長	第6航空団	会計隊長	小松基地及び輪島分屯基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
		第7航空団	会計隊長	百里基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
		中部航空警戒管制団	会計隊長	入間基地並びに大滝根山、霞ヶ浦、習志野、峯岡山、硫黄島及び武山分屯基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
西部航空方面隊司令部	会計課長	第5航空団	会計隊長	新田原基地並びに高畑山及び下甕島分屯基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
		第8航空団	会計隊長	築城基地に所在する部

				隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
		西部航空警戒管制団	会計隊長	春日基地並びに土佐清水、高良台、背振山、海栗島及び福江島分屯基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
南西航空方面隊司令部	会計課長	第9航空団	会計隊長	那覇基地並びに奄美大島、沖永良部島、恩納、久米島、知念、与座岳及び宮古島分屯基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
航空支援集団司令部	会計課長	第1輸送航空隊	会計隊長	小牧基地並びに笠取山及び白山分屯基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
		第3輸送航空隊	会計隊長	美保基地及び高尾山分屯基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
		航空気象群	会計小隊長	府中基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
航空教育集団司令部	会計課長	第1航空団	会計隊長	浜松基地及び御前崎分屯基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
		第4航空団	会計隊長	松島基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
		第11飛行教育団	会計隊長	静浜基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
		第12飛行教育団	会計隊長	防府北基地に所在する部隊等に係る前渡資金

				の出納及び保管に関する事務
		航空教育隊	会計隊長	防府南基地及び見島分屯基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
		幹部候補生学校	会計課長	奈良基地並びに経ヶ岬及び串本分屯基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
		第3術科学校	会計課長	芦屋基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
		第4術科学校	会計課長	熊谷基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
航空中央業務隊	会計科長	/	/	航空中央業務隊及び海外派遣等のために任命された分任支出負担行為担当官並びに市ヶ谷基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
幹部学校	会計課長			目黒基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
補給本部	会計課長	第2補給処調達部	会計課長	第2補給処に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務（第2補給処十条支処に係るものを除く。）
		第2補給処業務部	会計課長	岐阜基地並びに高蔵寺及び饗庭野分屯基地に所在する部隊等に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務
		第2補給処十条支処調達課	会計班長	第2補給処十条支処に係る前渡資金の出納及び保管に関する事務

	第2 補給処十 条支処業務課	会計班長	十条基地に所在する部 隊等に係る前渡資金の 出納及び保管に関する 事務
	第3 補給処	会計課長	第3 補給処に係る前渡 資金の出納及び保管に 関する事務
	第4 補給処	会計課長	第4 補給処に係る前渡 資金の出納及び保管に 関する事務
	第4 補給処木 更津支処	会計班長	木更津分屯基地に所在 する部隊等に係る前渡 資金の出納及び保管に 関する事務

6 収入官吏

設置部隊等	指定官職	事務の範囲
資金前渡官吏（航空総隊司令部、各航空方面隊司令部、航空支援集団司令部及び航空教育集団司令部及び補給本部の資金前渡官吏を除く。）又は分任資金前渡官吏の設置されている部隊等	資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏に指定されている官職	当該部隊等に係る歳入金の収納に関する事務
自衛隊入間病院	自衛隊入間病院総務部医事課長	防衛省病院収入（社会保険診療報酬支払基金からの徴収事務を除く。）に係る歳入金の収納に関する事務

7 歳入歳出外現金出納官吏

設置部隊等	指定官職	事務の範囲
資金前渡官吏（航空総隊司令部、各航空方面隊司令部、航空支援集団司令部及び航空教育集団司令部及び補給本部の資金前渡官吏を除く。）又は分任資金前渡官吏の設置されている部隊等	資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏に指定されている官職	当該部隊等に係る保証金の出納及び保管に関する事務

8 契約担当官

設置部隊等	指定官職	事務の範囲
秋田救難隊	会計班長	加茂及び秋田分屯基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定するものに関する事務
新潟救難隊	会計班長	佐渡及び新潟分屯基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定するものに関する事務
作戦システム運用隊	会計小隊長	横田基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定するものに関する事務
第2航空団	会計隊長	千歳基地並びに長沼、稚内、網走、根室、当別、奥尻島、襟裳及び八雲分屯基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定するものに関する事務
第3航空団	会計隊長	三沢基地並びに大湊、車力、東北町及び山田分屯基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定するものに関する事務
第6航空団	会計隊長	小松基地及び輪島分屯基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定するものに関する事務
第7航空団	会計隊長	百里基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定するものに関する事務
中部航空警戒管制団	会計隊長	入間基地並びに大滝根山、霞ヶ浦、習志野、峯岡山、硫黄島及び武山分屯基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定するものに関する事務
第5航空団	会計隊長	新田原基地並びに高畑山及び下甕島分屯基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定す

		るものに関する事務
第 8 航空団	会計隊長	築城基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第 29 条に規定するものに関する事務
西部航空警戒管制団	会計隊長	春日基地並びに土佐清水、高良台、背振山、海栗島及び福江島分屯基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第 29 条に規定するものに関する事務
第 9 航空団	会計隊長	那覇基地並びに奄美大島、沖永良部島、恩納、久米島、知念、与座岳及び宮古島分屯基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第 29 条に規定するものに関する事務
第 1 輸送航空隊	会計隊長	小牧基地並びに笠取山及び白山分屯基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第 29 条に規定するものに関する事務
第 3 輸送航空隊	会計隊長	美保基地及び高尾山分屯基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第 29 条に規定するものに関する事務
航空気象群	会計小隊長	府中基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第 29 条に規定するものに関する事務
第 1 航空団	会計隊長	浜松基地及び御前崎分屯基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第 29 条に規定するものに関する事務
第 4 航空団	会計隊長	松島基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第 29 条に規定するものに関する事務
第 11 飛行教育団	会計隊長	静浜基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第 29 条に規定するものに関する事務

第12飛行教育団	会計隊長	防府北基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定するものに関する事務
航空教育隊	会計隊長	防府南基地及び見島分屯基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定するものに関する事務
幹部候補生学校	会計課長	奈良基地並びに経ヶ岬及び串本分屯基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定するものに関する事務
第3術科学校	会計課長	芦屋基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定するものに関する事務
第4術科学校	会計課長	熊谷基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定するものに関する事務
航空中央業務隊	会計科長	市ヶ谷基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定するものに関する事務
幹部学校	会計課長	目黒基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定するものに関する事務
補給本部	航空機部長	当該部隊等の所掌事務に係る契約のうち、対価を伴わない修補に係る会計法第29条に規定するものに関する事務
	武器弾薬部長	
	通信電子部長	
	需品部長	
第2補給処	第2補給処長	
第2補給処業務部	会計課長	岐阜基地並びに高蔵寺及び饗庭野分屯基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定するものに関する事務
第2補給処十条支処	第2補給処十	第2補給処十条支処の所掌事務に係る契

	条支処長	約のうち、対価を伴わない修補に係る会計法第29条に規定するものに関する事務
第2補給処十条支処業務課	会計班長	十条基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定するものに関する事務
第3補給処	第3補給処長	当該部隊等の所掌事務に係る契約のうち、対価を伴わない修補に係る会計法第29条に規定するものに関する事務
第4補給処	第4補給処長	
第4補給処高蔵寺支処	第4補給処高蔵寺支処長	
第4補給処東北支処	第4補給処東北支処長	
第4補給処木更津支処	第4補給処木更津支処長	
	会計班長	木更津分屯基地に所在する部隊等の所掌事務に係る契約のうち、歳入原因に係るもの及び支払の原因となる会計法第29条に規定するものに関する事務
分任物品管理官の設置されている部隊等	分任物品管理官に指定されている官職（海上自衛隊呉造修補給所長を除く。）	当該部隊等の所掌事務に係る契約のうち、対価を伴わない物品の取得、保管及び処分に係る会計法第29条に規定するものに関する事務

9 出納官吏代理及び契約担当官代理

出納官吏及び契約担当官指定官職	代理官指定官職	
	出納官吏代理	契約担当官代理
航空総隊司令部会計課長	※1 総務部長	/
航空方面隊司令部会計課長		
航空混成団司令部会計課長		
航空支援集団司令部会計課長		
航空教育集団司令部会計課長		
補給本部会計課長	※1	

	計画部長	
補給処の調達部会計課長	調達部長	
第2補給処十条支処調達課会計班長	調達課長	
自衛隊入間病院総務部医事課長	※2 医事班長	
第1輸送航空隊会計隊長	会計班長	契約班長
第3輸送航空隊会計隊長		
航空中央業務隊会計科長	会計班長	契約班長
幹部学校会計課長		
補給処業務部会計課長		
航空方面隊司令官直轄部隊の会計隊長		
航空教育集団司令官指揮監督下の会計隊(課)長		
補給処支処会計班長	業務課長	
作戦システム運用隊会計小隊長	基地業務隊長	
航空気象群会計小隊長		
秋田救難隊会計班長	基地業務小隊長	
新潟救難隊会計班長		
分任物品管理官に指定されている官職		分任物品管理官代理に指定されている官職

注：※1印欄の出納官吏代理には、収入官吏代理及び歳入歳出外現金出納官吏代理は含まない。
 ※2印欄の出納官吏代理には、資金前渡官吏代理及び歳入歳出外現金出納官吏代理は含まない。

10 出納員

指定官職	事務の範囲
第18警戒隊副隊長	
第26警戒隊副隊長	
第28警戒隊副隊長	

第 2 9 警戒隊副隊長
第 3 3 警戒隊副隊長
第 3 6 警戒隊副隊長
第 3 7 警戒隊副隊長
第 4 2 警戒隊副隊長
第 4 5 警戒隊副隊長
第 1 1 高射隊副隊長
第 2 0 高射隊副隊長
第 2 1 高射隊副隊長
第 1 警戒隊副隊長
第 5 警戒隊副隊長
第 2 2 警戒隊副隊長
第 2 3 警戒隊副隊長
第 2 7 警戒隊副隊長
第 3 5 警戒隊副隊長
第 4 4 警戒隊副隊長
第 4 6 警戒隊副隊長
第 1 高射隊副隊長
第 2 高射隊副隊長
第 3 高射隊副隊長
第 1 2 高射隊副隊長
第 1 4 高射隊副隊長
第 7 警戒隊副隊長
第 9 警戒隊副隊長
第 1 3 警戒隊副隊長
第 1 5 警戒隊副隊長
第 1 7 警戒隊副隊長

資金前渡官吏の行う当該分屯基地に所在する部隊等に係る現金の支払いに関する事務

第 1 9 警戒隊副隊長
第 4 3 警戒隊副隊長
土佐清水通信隊長
第 8 高射隊副隊長
第 5 3 警戒隊副隊長
第 5 4 警戒隊副隊長
第 5 5 警戒隊副隊長
第 5 6 警戒隊副隊長
奄美通信隊長
第 1 8 高射隊副隊長
第 1 9 高射隊副隊長
第 4 補給処東北支処総務課長
第 4 補給処高蔵寺支処総務課長

11 歳入徴収官の代行機関

官職			事務の範囲
本官	代行機関	歳入徴収官代理の代行機関	
航空幕僚監部総務部長	航空幕僚監部総務部会計課長		<p>1 航空幕僚監部に係る防衛省主管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳入の徴収に関する事務のうち、次の各号に掲げる歳入の徴収に関する事務</p> <p>(1) 防衛省病院収入（社会保険診療報酬支払基金からの徴収事務を除く。）、自衛隊衛生貸費学生等貸与金償還金、公務員宿舍貸付料、飛行場及び航空保安施設使用料収</p>

			<p>入、延納利子収入、授業料、残飯売払代、労働保険料被保険者負担金、小切手支払未済金収入及び職員等給食費受入</p> <p>(2) 建物及び物件貸付料で1件の金額が30万円を超えないもの</p> <p>(3) 弁償及び違約金、返納金、不用品売払代、延滞金及び雑収で1件の金額が50万円を超えないもの</p> <p>2 前記歳入金に係る債権の管理に関する事務</p>
補給本部計画部会計課長	第2補給処調達部会計課長	第2補給処調達部会計課長	<p>1 補給本部に係る防衛省主管一般会計の歳入及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の徴収</p> <p>に関する事務のうち、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第22条第2項の規定により補給処調達に係る契約不履行（納期遅滞を含む。）による損害賠償金及び違約金等の相殺を行う場合で1件の金額が50万円を超えないもの</p> <p>2 前記歳入金に係る債権の管理に関する事務</p>
	第2補給処十条支処調達課会計班長	第2補給処十条支処調達課会計班長	
	第3補給処調達部会計課長	第3補給処調達部会計課長	
	第4補給処調達部会計課長	第4補給処調達部会計課長	

12 官署支出官の代行機関

官職		事務の範囲
本官	代行機関	
航空幕僚監部総務部長	航空幕僚監部総務部会計課長	<p>1 航空幕僚監部に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算の支出に関する事務のうち支出負担行為担当官の代行機関が支出負担行為をしようとするものの確認事務及びこれに係る支出の決定に関する事務</p> <p>2 上記歳出の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務</p>

13 支出負担行為担当官の代行機関

官職		事務の範囲
本官	代行機関	
航空幕僚監部総務部長	航空幕僚監部総務部会計課長	<p>航空幕僚監部に係る防衛省所管一般会計及び国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管東日本大震災復興特別会計（防衛省所管に限る。）の歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務のうち、次の各号に掲げる支出負担行為に関する事務</p> <p>(1) 航空自衛隊給与事務取扱規則（昭和49年航空自衛隊達第38号）第2条第1号に規定する給与、非常勤職員手当、短時間勤務職員給与、退職手当、児童手当、自衛官任用一時金及び自衛官若年定年退職者給付金</p> <p>(2) 賃金、諸税及び各種保険料</p> <p>(3) 職員等に支給する旅費</p> <p>(4) 報償費（法令等に基づいて支出する弔慰金、表彰副賞金等に係る経費）</p> <p>(5) 国家公務員共済組合負担金及び貸費生貸与金</p> <p>(6) 賠償償還及払戻金のうち、小切手支払未済金償還金</p> <p>(7) 予定価格が100万円を超えない雑役務に係る契約</p> <p>(8) 資金前渡官吏の資金交付に係る事務</p> <p>(9) 分任支出負担行為担当官に対する支出負担行為限度額の示達に係る事務</p>

別表第2（第11条関係）

支出負担行為限度額の示達内訳区分及び状況報告内訳区分

示達限度額内訳区分	報告限度額内訳区分
1 歳出予算は目の細分を事項ごとに区分し更に各項目ごとに区分 2 国庫債務負担行為は目の細分を各項目ごとに区分	支出負担行為限度額示達内訳様式における備考欄に記載する内訳ごとに区分

備考：国庫債務負担行為限度額示達において（事項）ごとに区分し、上表のとおり区分すること。

別表第3（第20条関係）

契約整理区分表

区分	契約として整理する時期	契約の範囲	契約に必要な主な書類	備考
物品費の類	購入契約を締結するとき (請求のあつたとき)	契約金額 (請求のあつた金額)	契約書、請書、見積書、 調達要求書、仕様書 (請求書)	文房具、燃料費、消耗器材費 及び新聞、雑誌その他の定期 刊行物の購入費であつて単価 契約によるものは括弧書によ ることができる。
賃金	支給のとき	支給額	勤務状況通知書、支給調 書	
保険料の類	納入告知を受けたとき	納入告知のあつた金 額	納入告知書、労働保険料 被保険者負担金額表	
印刷製本費、 郵便料、修繕 料、その他役 務費の類	契約を締結するとき (請求のあつたとき)	契約金額 (請求のあつた金額)	契約書、請書、見積書、 調達要求書、仕様書 (請求書)	後納契約又は単価契約による もの及び修繕料で30万円を 超えないものは括弧書による ことができる。
光熱及び水道 料、電話料	請求のあつたとき及び電 話の加入申込をしようと するとき	請求のあつた金額及 び加入料	請求書、検針表、契約書、 請書、見積書、調達要求 書、仕様書、内訳書、申 込書	
運搬料、保管 料	契約を締結するとき (請求のあつたとき)	契約金額 (請求のあつた金額)	契約書、請書、受領書、 数量調査、調達要求書 (請求書)	運賃先払いによる運搬料、到 着荷物の保管料、後納契約又 は単価契約によるものは括弧 書によることができる。
借料及び損料	契約を締結するとき (請求のあつたとき)	契約金額 (請求のあつた金額)	契約書、請書、見積書、 調達要求書、支給調書 (請求書)	後納契約又は単価契約による ものは、括弧書によることが できる。
糧食費	契約を締結するとき (請求のあつたとき)	契約金額 (請求のあつた金額)	契約書、請書、見積書、 調達要求書、仕様書 (請求書)	単価契約によるものは、括弧 書によることができる。
施設費	契約を締結するとき	契約金額	契約書、請書、見積書、 調達要求書、仕様書	
診療委託費	請求のあつたとき	請求のあつた金額	契約書、請求書、診療報 酬請求明細書	
会議費	契約を締結するとき (請求のあつたとき)	契約金額 (請求のあつた金額)	契約書、請書、見積書、 仕様書 (請求書)	単価契約によるものは、括弧 書によることができる。
交際費	契約を締結するとき	契約金額	契約書、請書、見積書、 仕様書	

備考：1 この表に記載されていない経費は、その性質により類似のもの例により整理するものとする。

2 契約を締結するときは、契約書を作成するものについては、契約書に両者が記名押印したとき、その他のものについては、落札決定又は相手方決定のときとする。

別表第4（第48条、第48条の2関係）

計算書等の提出先等

区分 証明責任者	証明 期間	第1次監督官庁及びその提出期限		第2次監督官庁及びその提出期限		会計検査院 提出期限	備 考	
		第1次監督官庁	提出期限	第2次監督官庁	提出期限			
主任歳入徴収官等	1年					証明期間が満了する日の属する月の翌月末日	歳入金債権及び歳入外債権（歳入戻入金債権）だけ	
主任歳入徴収官等 （航空幕僚監部）	1年					証明期間が満了する日の属する月の翌々月15日	歳入外債権（前渡資金返納金債権）だけ	
主任歳入徴収官等 （航空幕僚監部を除く。）	1年	航空幕僚監部	証明期間が満了する日の属する月の翌々月15日			第1次監督官庁の受理後1月を超えない期間	同上	
歳入徴収官 （航空幕僚監部）	3月					証明期間が満了する日の属する月の翌月末日		
歳入徴収官 （航空幕僚監部を除く。）	3月	航空幕僚監部	証明期間が満了する日の属する月の翌月末日			第1次監督官庁の受理後1月を超えない期間		
官署支出官	1月					証明期間が満了する日の属する月の翌月末日		
収入官吏	1年	航空幕僚監部 （歳入徴収官）	証明期間が満了する日の属する月の翌月末日			第1次監督官庁の受理後1月を超えない期間		
資金前渡官吏	1月	航空幕僚監部 （官署支出官）	証明期間が満了する日の属する月の翌月末日 （注）			第1次監督官庁の受理後1月を超えない期間		
歳入歳出外現金出納官吏	1年	航空幕僚監部	証明期間が満了する日の属する月の翌月末日			第1次監督官庁の受理後1月を超えない期間		
支出負担行為担当官	1年					証明期間が満了する日の属する月の翌々月15日	継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為だけ	
政府保管有価証券取扱主任官	1年	航空幕僚監部	証明期間が満了する日の属する月の翌月末日			第1次監督官庁の受理後1月を超えない期間		
航空総隊司令官等の指揮監督下の部隊等	分任資金前渡官吏	1月	航空総隊司令部 航空方面隊司令部 航空支援集団司令部 航空教育集团司令部 補給本部 （主任資金前渡官吏）	証明期間が満了する日の属する月の翌月末日 （注）	航空幕僚監部 （官署支出官）	証明期間が満了する日の属する月の翌々月15日 （注）	第1次監督官庁の受理後1月を超えない期間	
	収入官吏	1年	航空総隊司令部 航空方面隊司令部 航空支援集団司令部 航空教育集团司令部 補給本部 （歳入徴収官）	証明期間が満了する日の属する月の翌月末日	航空幕僚監部	証明期間が満了する日の属する月の翌々月15日	第1次監督官庁の受理後1月を超えない期間	
	歳入歳出外現金出納官吏	1年	航空総隊司令部 航空方面隊司令部 航空支援集団司令部 航空教育集团司令部 補給本部	証明期間が満了する日の属する月の翌月末日	航空幕僚監部	証明期間が満了する日の属する月の翌々月15日	第1次監督官庁の受理後1月を超えない期間	
	政府保管有価証券取扱主任官	1年	航空総隊司令部 航空方面隊司令部 航空支援集団司令部 航空教育集团司令部 補給本部	証明期間が満了する日の属する月の翌月末日	航空幕僚監部	証明期間が満了する日の属する月の翌々月15日	第1次監督官庁の受理後1月を超えない期間	

注：1 証明責任者である資金前渡官吏が分任資金前渡官吏（代理官を含む。以下同じ。）又は出納員の計算を併算する場合のこの表の適用については、資金前渡官吏の項第1次監督官庁及びその提出期限の欄中「証明期間が満了する日の属する月の翌月末日（注）」とあるのは「証明期間が満了する日の属する月の翌々月15日」とする。

2 証明責任者である分任資金前渡官吏が出納員の計算を併算する場合のこの表の適用については、航空総隊司令官等の指揮監督下の部隊等の項第1次監督官庁及びその提出期限の欄中「証明期間が満了する日の属する月の翌月末日（注）」とあるのは「証明期間が満了する日の属する月

の翌々月15日」と、同項第2次監督官庁及びその提出期限の欄中「証明期間が満了する日の属する月の翌々月15日（注）」とあるのは「証明期間が満了する日の属する月の翌々月末日」とする。

- 3 分任支出負担行為担当官の継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為の計算書は計算期間が終了する日の属する月の翌月20日以内に、証拠書類は計算期間が終了する日の属する月の翌月末日以内にそれぞれ支出負担行為担当官に提出すること。
- 4 歳入徴収官（航空幕僚監部を除く。）が作成する計算書をオンライン処理する場合又は電子決裁によった決議書等の証拠書類をオンライン処理する場合は、第1次監督官庁を経由しないものとする。その場合、会計検査院提出期限の欄中「第1次監督官庁の受理後1月を超えない期間」とあるのは「証明期間が満了する日の属する月の翌月末日」とする。

別表第5（第54条関係）

会計事故詳報項目

事故種類	現金亡失事故	不正払渡事故	予算執行職員事故	会計犯罪事故
報 告 事 項	1 事故発生部隊等名			
	2 出納官吏、出納員又は政府 保管有価証券取扱主任官の官 職氏名及び命免年月日		2 予算執行職員 の官職、氏名、 命免年月日及び 任命権者並びに 補助事務の範囲	2 被疑者の官職 及び氏名
	3 監督責任者の官職、氏名及びその管理期間			
	4 事故発生の日時及び場所			
	5 損害金額及びその種別			
	6 事故発生の原因となった事 実の詳細		6 違反行為の内 容の詳細	6 被疑事実の詳 細
	6の2 平素における保管状況 の詳細			
	7 亡失の事実発見の動機		7 事実発見の動 機	7 被疑事実発覚 の動機
	8 発見後の処置			8 発覚後の処置
	9 国の損失補てんの状況（弁償年月日及び金額弁償者）及び損害の全 部が補てんされない場合は将来の補てんの見込			
	10 損害賠償請求の訴を提起したときはその年月日 及び訴訟の進行状況、上記のほか、裁判上の和解 その他国の債権確保の処置をとったときはその処 置状況			10 被疑者に対す る刑事訴訟及び 民事訴訟の進行 状況
	10の2 事故に関連して公訴を提起されたときはそ の年月日及び訴訟の進行状況			
11 関係者に対する懲戒処分等の状況				
12 その他 参考事項				

（備考） 事故の種類に応じてそれぞれ該当事項を報告する。